平成２８年（フ）第３７８号
大阪府寝屋川市堀溝２丁目10番１―405号
債務者　日野　啓示
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９２号
大阪市旭区新森２丁目16番６号　フローラル新森401
債務者　角田　光治
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６号
愛知県豊川市宿町長者松37番地１　ルミエール小坂井202号
債務者　本間　義尚（旧姓玉川）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１６号
愛知県豊川市伊奈町南山新田14番地11、従前の住所愛知県豊川市大橋町４―20　レオパレス縄手206
債務者　今津　秀春
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２１８号
横浜市中区西竹之丸18番地３　メゾニティ山手Ｄ棟
債務者　谷屋　嘉典
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１９号
横浜市中区西竹之丸18番地３　メゾニティ山手Ｄ棟
債務者　谷屋　百代
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２号
愛知県豊橋市大岩町字菅池９番地10（202）
債務者　村田　明彦
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第３２号
岡山市北区中仙道１丁目17番28―１号パークサイドハニー202
債務者　千種　清司
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４号
神奈川県鎌倉市小袋谷１丁目４番５―204号
債務者　伊藤真梨子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
長崎県佐世保市潮見町23番12号　潮見ハイツ103号、前住所長崎県佐世保市日野町766番地３
債務者　川崎　　浩
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
釧路市鳥取北９丁目５番９号　シルクロードハイツ202号室
債務者　長谷川久美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６５号
横浜市青葉区すすき野３丁目７番地２　プロスペールすすき野206
債務者　前田　美香
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１７７号
千葉県市原市鶴舞1054番地22
破産者　小原　千穂
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７０号
山梨県南巨摩郡身延町下山231番地の258
破産者　株式会社フジ工業
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４３２号
千葉県船橋市金堀町200番地
破産者　吉橋　英夫
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０４号
新潟市江南区亀田大月３丁目７番40号
破産者　株式会社末広運輸
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部